

★ ★ ★ ふじのくに  
子ども芸術大学



令和7(2025)年度  
講座実施団体等募集要項

ふじのくに子ども芸術大学は、県内の小・中学生を対象に、様々な分野で活躍するアーティスト等が講師となって、音楽・美術・演劇・ダンス・文学・伝統芸能などの文化・芸術に親しむ体験型の講座です。

多様なアイデアを生かした講座を展開するため、令和7(2025)年度に講座を企画・実施する文化団体等を募集します。実施に当たっては、ふじのくに子ども芸術大学実行委員会が経費の一部を負担します。

皆さまからの多くの企画・提案をお待ちしています。

募集期間

令和7(2025)年1月20日(月) ~ 2月14日(金)

目次

1	全体スケジュール	1
2	募集講座	2
3	募集対象団体等	2
4	負担金	3
5	応募手続き	4
6	実施講座の決定	4
7	講座の告知	5
8	留意事項	5

## 1 全体スケジュール

時 期	項 目	摘 要
令和7(2025)年 1月20日(月)～ 2月14日(金)	講座実施団体等の募集	本募集要項の「5 応募手続き」を御覧いただき、応募してください。
2月中旬	書類審査	申請内容について書類選考を行います。 ※結果は、全ての応募団体等に通知します。
3月4日(火)	プレゼンテーション	書類審査を通過した団体等を対象に、講座の特長等を御説明いただくプレゼンテーションを実施します。 ※日程は変更になることがあります。
3月下旬	実施講座の決定 協定書の締結	プレゼンテーションの結果に基づいて、実施講座を決定します。 講座が採択された団体は、実行委員会と協定書を締結の上、講座を実施していただきます。
5月中旬～	講座の告知(全体広報)	ふじのくに子ども芸術大学ホームページ、ふじのくに子ども芸術大学新聞で講座の告知を開始します。
7月～11月	講座の実施	—



講座実施後、3週間 以内(各団体等)	実績報告書の提出	実施内容、参加人数、経費に係る決算等を報告していただきます。
実績報告書提出後	負担金の交付	実績報告書の内容を審査し、適正に講座が実施されたことを確認後、負担金を交付します。

※実施講座の決定は、ふじのくに子ども芸術大学に係る令和7(2025)年度静岡県一般会計予算の成立及びふじのくに子ども芸術大学実行委員会による令和7(2025)年度予算の承認を条件とします。

## 2 募集講座

### (1) 講座の目的

「第5期静岡県文化振興基本計画」における重点施策「文化芸術に触れる機会の拡充と人材育成の促進」に基づき、県内の子どもたちに自らの選択による文化芸術の体験の機会を提供することで、次代を担う若い世代が、柔軟で創造的な発想力や自主的な判断・行動力を身に付けていくきっかけとなることを目指しています。

### (2) 講座の内容

- ・ 音楽・美術・演劇・ダンス・文学・伝統芸能など、文化芸術分野の講座であること。
- ・ 参加者自らが創作などに取り組む体験型講座であること。
- ・ 募集定員は、本講座が創作などに取り組む体験型であることを踏まえ、個別指導が行き届く範囲とすること。（個別指導が可能となるよう、定員に応じて適宜、補助講師を加えてください。）
- ・ 教材費など、参加者が負担すべきと考えられるものは、適宜、実費を徴収することが可能であること。
- ・ 講師は、実施する講座内容の分野について専門性を有する者であること。
- ・ 開催場所は、静岡県内であること。
- ・ 令和7(2025)年7月～11月に実施すること。（ふじのくに子ども芸術大学特別講座を7/26(土) 静岡市、8/2(土) 浜松市、8/9(土) 沼津市にて実施予定のためご注意ください)

### (3) 講座の参加者

- ・ 県内在住・在学の小・中学生を参加対象とします。
- ・ 講座内容に応じて、適宜、対象学年を設定してください。
- ・ 参加者募集は個人単位で行ってください。

## 3 募集対象団体等

静岡県内に主な拠点を置く文化団体、文化施設運営者、市町等。

但し、本事業に令和6(2024)年度を含み3年以上続けて採択されている団体等は対象外とします(新型コロナウイルス感染症の影響で開催中止となった場合を除きます)。

※ 講座と、それに伴う業務が遂行可能な体制があれば、必ずしも法人格を有している必要はありません。

※ 団体等の活動内容が特定の政党又は宗教の利害に関するもの及び公序良俗に反する団体等は対象とはなりません。

## 4 負担金

### (1) 負担金の範囲等

下記の表に基づき、ふじのくに子ども芸術大学実行委員会が、講座の実施に係る経費の一部を負担します。

区 分	項 目	
ふじのくに子ども芸術大学実行委員会が負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>講師謝金及び旅費 ※1 (補助講師を含む。)</li> <li>会場使用料(付属設備使用料を含む。) ※2</li> <li>企画費 (1万円) ※3</li> </ul>	上限 30万円
	<ul style="list-style-type: none"> <li>過疎地加算 ※4</li> </ul>	2万円
実施団体等が負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記以外の、講座実施に係る経費 ※5</li> </ul>	

#### ※1 講師旅費の支給範囲

- ・新幹線：片道 70km 以上の場合は自由席運賃、片道 100km 以上の場合は指定席運賃
- ・バス：片道 2km 以上の場合に支給
- ・自家用自動車：1km 当たり 18 円で計算（計算は 100m 単位とし、1 円未満の端数は切り捨て）、有料道路利用の場合は実費支給（要領収証（原本）又は利用区間と金額がわかる書類）
- ・旅行諸費：片道 4km 以上の県内移動の場合 1 日当たり 200 円、県外からの移動の場合 1 日当たり 800 円を支給
- ・宿泊費：実費支給（上限 1 人当たり 1 泊 11,800 円）

※2 実施団体が管理運営する施設の会場使用料は負担対象となりません。

※3 講座準備に要した経費

※4 より多くの地域の子どもが参加する機会を増やすため、過疎地域自立促進特別措置法に指定されている以下の地域で講座を実施する場合は、2 万円を助成します。（過疎地域で複数回講座を開催する場合も一律 2 万円となります。）

伊豆市、河津町、川根本町、下田市、西伊豆町、松崎町、南伊豆町、  
島田市（旧川根町のみ）、沼津市（旧戸田村のみ）、  
浜松市（旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町、旧水窪町のみ）

※5 講座当日の参加者の傷害保険は、ふじのくに子ども芸術大学実行委員会で一括して加入します。

### (2) 負担金の支払い

講座終了後、3 週間以内に提出していただく実施報告書の内容を審査し、適正に講座が実施されたことを確認後、負担金の額を確定し、実施団体等が指定する金融機関の口座へ振り込みます。

## 5 応募手続き

### (1) 応募受付期間

令和7(2025)年1月20日(月)～2月14日(金) 必着 ※最終日は17:00まで

### (2) 応募書類

- ・ 講座実施申込書(様式第1号)
- ・ 講座内容(様式第2号)
- ・ 講座実施予算書(様式第3号)

※以上、各1部(A4版、片面)

※応募書類のデータ(word)は次のホームページからダウンロードできます。

◆ふじのくに子ども芸術大学(<https://www.fkac.jp/>)

◆静岡県ホームページ

テーマから探す > 観光・スポーツ・交流 > 文化・芸術 > ふじのくに子ども芸術大学

### (3) 提出方法

以下メールアドレス宛に、メールにて提出してください。

(メールでの提出を基本としますが、郵送、持参での提出も受け付けます。)

ふじのくに子ども芸術大学実行委員会事務局(静岡県文化政策課内)  
所在地 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館12F  
E-mail [arts@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:arts@pref.shizuoka.lg.jp)

### (4) その他

- ・ 申込に当たり、ご不明な点等ありましたら下記までお問い合わせください。  
内容を正確に把握するため、原則、メールにてお願いします。

E-mail [arts@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:arts@pref.shizuoka.lg.jp)

## 6 実施講座の決定

### (1) 決定方法

書類審査、プレゼンテーションを経て、実施講座を決定します。結果は、応募のあった全ての団体等に通知します。

### (2) プレゼンテーションの概要

書類審査を通過した団体等を対象に、講座の特長等を御説明いただくプレゼンテーションを開催します。参加いただく団体等には、詳細を通知します。

- ・ 時期 令和7(2025)年3月4日(火) ※日程は変更になることがあります。
- ・ 場所 静岡市内

※出席者への旅費の支給はありません。

## 7 講座の告知

ふじのくに子ども芸術大学実行委員会において、全体広報として、実施する各講座の概要（講座名、講座内容、募集定員等）について、以下の方法で告知を行います。（5月中旬を予定）

区 分	摘 要
ふじのくに子ども芸術大学ホームページ <a href="https://www.fkac.jp/">https://www.fkac.jp/</a>	・インターネット上での告知及び参加者申込受付
ふじのくに子ども芸術大学新聞	・学校を通じ、県内全小・中学生（約28万人）へ、紙面またはPDFデータを配付

※ 上記のため、講師等の写真データの提供を依頼しますので、御協力願います。

※ 「ふじのくに子ども芸術大学新聞」は実施団体等へも配付しますので、御活用ください。

※ 実施団体が独自にチラシ等を作成する場合は、子ども芸術大学のロゴマークを掲載し、発行前に事務局の確認を受けてください。

## 8 留意事項

### (1) 全 般

- ・ 講座は、内容に応じて、複数回実施することも可能です。
- ・ 実施団体等は、講座の企画、講師との調整、参加者の募集、講座の実施等、講座に係る一切の事務を行ってください。
- ・ 事務局からの連絡について、連絡がとれる連絡先・担当者を設定してください。
- ・ 政治活動、宗教活動及び営利を目的とした講座は実施できません。また、講座に係り、物品の販売はできません。

### (2) 参加者の募集・決定

- ・ 募集に当たり、参加申込方法には原則 Web フォームを設定してください。主催団体での Web フォーム開設が難しい場合には、ご相談に応じます。
- ・ 問合せ方法には、極力メールと電話、両方の手段を設定してください。（メール不達等による問合せなどのため、電話番号の掲載を推奨）
  - ※ 電話の掲載が難しい場合には、電話に代わる対応を講じ、有効な手段を用いてトラブルのないようスムーズな対応をしてください。
  - （例：団体ホームページ等への問合せフォーム開設、LINE 公式アカウント開設、2 営業日以内の問合せへのメール・電話返信 等）
- ・ 広報紙校正時には、必ず自団体のメールアドレス宛にテストメールの送受信確認を、ふじのくに子ども芸術大学ホームページの掲載内容確認時には、実際に申込フォームを使用し、テスト申込によるメールの受信確認を行ってください。
- ・ 子どもたちが参加機会を平等に得られるよう、募集定員を上回った場合は抽選とします。十分な申込期間を設けた上で募集を行ってください。
- ・ 講座実施時期により、募集期間が長くなる場合などには、一次募集締切を設け、抽選により受講者を決定した後、定員に空きがある場合やキャンセルに対して、

随時募集を受付する二次募集を行うことを認めます。できるだけ多くの子どもたちが参加できるよう状況に応じて対応してください。

- ・ 講座実施の2週間前までには、受講の可否を受講者に連絡することを推奨します。

(3) その他

- ・ 講座実施に当たり知り得た個人情報、本来の目的以外には利用しないでください。また、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めてください。
- ・ 提出された講座実施申込書等は返却しませんので、御了承願います。（必ず控えをお持ち下さい。）
- ・ 実施講座の決定は、ふじのくに子ども芸術大学に係る令和7(2025)年度静岡県一般会計予算の成立及びふじのくに子ども芸術大学実行委員会による令和7(2025)年度予算の承認を条件とします。